

令和8年度 第3回 介護保険事業者連絡会次第

令和8年6月18日（木） 16時00分～

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 特別養護老人ホーム第二飯田荘及びいいだデイサービスセンターの業務終了について（長寿支援課）
- (2) 飯田市認知症高齢者等身元確認QRコードシール活用事業導入説明会について（基幹包括支援センター係）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合サービスコードについて（基幹包括支援センター係）
- (4) 令和7年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について（介護保険係）
- (5) やむをえない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いに関する届出について（介護保険係）
- (6) 介護保険料通知の発送について（介護保険係）
- (7) 令和8年8月末で認定期間が終了する方の更新申請受付について（介護認定支援係）
- (8) 【長野県】外国人介護人材獲得強化事業補助金の実施について
- (9) 【厚生労働省】令和8年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について
- (10) 【厚生労働省】令和8年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー・フォローアップセミナー

3 事業者からのお知らせ

4 その他

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和8年7月 開催中止

○令和8年8月19日(水) 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

1 特別養護老人ホーム第二飯田荘及びいいだデイサービスセンターの業務終了について (長寿支援課)

飯田市で管理運営しております、特別養護老人ホーム第二飯田荘及びいいだデイサービスセンターについて、令和9年3月を目途に業務を終了する方針を決定しました。利用者様が引き続き安心してサービスが受けられますよう、移動先の施設についてご家族様含め調整をしております。関係する事業者様、ケアマネージャー様におかれましては、ご協力をお願いすることと存じますが、よろしく申し上げます。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 長寿支援係
電話：0265-22-4511（内線 5751）

2 飯田市認知症高齢者等身元確認QRコードシール活用事業導入説明会について（基幹包括支援センター係）

認知症高齢者等の行方不明時に備え、衣服や持ち物にQRコード付き身元確認QRコードシール「見守りシール」を貼り付け、行方不明になった際に、発見者がQRコードを読み込むと、家族等とウェブ上の掲示板で直接連絡が取れる事業を開始します。個人情報を開示することなく、認知症高齢者等の早期保護と安全確保をするとともに家族の負担軽減を目的として実施します。

本事業の関係者を対象とした導入説明会を行いますので、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの皆様におかれましては、代表者の方へ出席をいただけますようお願いいたします。

(1) 日時

令和8年7月2日（木） 午後13時～13時50分（50分程度）

(2) 場所

飯田市勤労者福祉センター 3階第3研修室
（住所：飯田市東栄町3108番地1 電話：0265-22-7494）

(3) 内容

- ・事業全体の概要説明
- ・「どこシル伝言板」のシステム説明
- ・申請様式等の紹介
- ・質疑応答

(4) 持ち物

各自お持ちのスマートフォン
実際にQRコードシールを読み取っていただく時間を設けます。

※本内容は、6月8日付で送付しておりますメールと内容と同様です。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
電話：0265-22-4511（内線 5758）

3 介護予防・日常生活支援総合サービスコードについて（基幹包括支援センター係）

令和8年度6月サービス分からのサービスコードマスタの変更について、マスタの取込期間についての変更及び介護予防ケアマネジメントについて一部変更がありましたのでお知らせします。マスタの取込は7月1日以降、長野県国保連合会への登録完了次第、市ウェブサイトへ掲載します。

ウェブサイト ID：0100275

【別紙1】令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
電話：0265-22-4511（内線 5758）

4 令和7年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について（介護保険係）

＜以下は、現時点の予定情報です。確定情報が発出され次第、後日改めて周知します。＞

(1) 提出対象者

飯田市が指定する地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所及び基準該当サービスの事業所であって、令和7年度において、処遇改善加算を取得した事業所を運営する事業者

※長野県が指定する事業所を運営する事業者は、県への提出が必要です。詳細は後日示される見込みです。

(2) 提出書類（予定）

- ・別紙様式3-1 介護職員等処遇改善加算実績報告書（令和7年度）
- ・別紙様式3-2 個表（令和7年4月以降分）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限（予定）

令和8年7月31日（金）必着

(5) 提出先

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

※県指定の事業所に係る提出は、飯田保健福祉事務所の見込みです。

(6) 様式について

様式は、後日飯田市ウェブサイトに掲載の予定です。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

5 やむをえない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いに関する届出について（介護保険係）

【別紙 2-1】介護保険最新情報 vol.1502（令和 8 年 5 月 8 日）（抜粋）

【別紙 2-2】（参考資料）人員基準欠如減算

【別紙 2-3】やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書

今般、国の基準が一部改正され、やむを得ない事情における人員欠如に係る例外的な取扱いが設けられました。

取扱いに該当する事象（介護保険最新情報に掲載）が生じた場合は、以下のとおり届出書等の提出をお願いします。

なお、本取扱いは、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じた場合に限りまですので、適正な人員配置をお願いします。

(1) 対象サービス種別

①県が指定するサービス種別

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

②市が指定するサービス種別

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 提出書類

①やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書

- ・県指定通所系サービス：様式番号が 7（様式番号以外の内容は全て同様）
- ・県指定施設系サービス：様式番号が 14（ 〃 ）
- ・市指定サービス用：様式番号が 11（ 〃 ）

※飯田市に提出する様式は、後日飯田市ウェブサイトに掲載の予定です。

②提出する時点で有効な求人票の写し

③人員欠如が発生した月の勤務形態一覧表

(3) 提出先

①県指定事業所

事業所が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所

②市指定事業所

飯田市 長寿支援課 介護保険係

(4) 提出方法

郵送又はメールによる

(5) 提出期限

人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月末日まで

(6) その他

基準等の改正の詳細は、厚生労働省ウェブサイト等に掲載されている「介護保険最新情報 vol. 1502 (令和8年5月8日)」を参照してください。

【問合せ先】

< 県指定事業所から >

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係
電話 026-235-7121

< 飯田市指定事業所から >

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話：0265-22-4511 (内線 5761)

6 介護保険料通知の発送について (介護保険係)

(1) 令和8年度 介護保険料特別徴収額 (仮徴収) 変更通知書

※年金天引き額のうち、8月の徴収額を変更する通知

- ・対象者数：約 10,000 人
- ・発送日：令和8年7月10日 (金)

(2) 令和8年度 介護保険料納入通知書

※現金納付・口座振替の8月から翌年3月分通知書 (現金納付者には納付書を同封)

- ・対象者数：約 2,500 人
- ・発送日：令和8年8月3日 (月) 予定

(3) 令和8年度 介護保険料額決定通知書

※仮徴収期間で今年度の介護保険料の必要納付額に到達した方への決定通知

- ・対象者数：約 700 人
- ・発送日：令和8年8月3日 (月) 予定

(4) 令和8年度 介護保険料特別徴収開始通知書

※年金天引き開始兼継続の10月から翌年度8月分徴収額通知書

- ・対象者数：約 30,000 人
- ・発送日：令和8年8月21日 (金) 予定

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話：0265-22-4511 (内線 5762)

7 令和8年8月末で認定期間が終了する方の更新申請受付について (介護認定支援係)

要介護認定の更新申請は、有効期間満了日の60日前から満了日の間に行うことができます。有効期間が**令和8年8月31日の方の更新申請は、7月2日 (木) から受付可能**です。

7月1日付けの新規及び区分変更申請は7月1日 (水) のみの申請受付となります。

受付初日から月の始めは窓口での混雑が予想されます。新規及び変更申請等早急な申請の場合につ

いて窓口での手続きを優先いただき、申請期間に余裕がある更新申請については、「郵送で申請する」「提出日を分散して申請する」等の手続きにご協力ください

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話：0265-22-4511（内線 5768）

8 【長野県】外国人介護人材獲得強化事業補助金の実施について

長野県では、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での人材確保に資する取組に対する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

海外現地に行き、以下のような人材確保に資する取組を行う場合が対象です。

- (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
- (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
- (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

要綱やQ&A、様式等はホームページに掲載しておりますので、ご確認の上ご検討願います。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_kakutokukyoka.html

本事業の実施を希望する場合は、【7月27日（月）】までに、①鑑文、②事業計画書（様式第2号）、③添付書類（経費の積算根拠となる資料、その他参考となる書類）を介護支援課あてにメール提出してください。

先着順ではなく、より海外現地での人材確保に資する取組と認められる内容を選択します。また、海外現地での取組を初めて行う法人を優先とします。

なお、内示の時期は9月中旬を予定していますのであらかじめご承知おきください。

【問合せ先】

長野県 介護支援課 介護人材係
電話：026-235-7129（内線 2437）

9 【厚生労働省】令和8年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

【別紙3】介護保険最新情報 vol.1507（令和8年6月1日）

【問合せ先】

厚生労働省老健局老人保健課
電話：03-5253-1111（内線 3960）

10 【厚生労働省】令和8年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー・フォローアップセミナー

【別紙4】介護保険最新情報 vol.1510（令和8年6月5日）（抜粋）

【問合せ先】

株式会社 NTT データ経営研究所 ライフバリュークリエイションユニット

問合せフォーム：資料掲載の二次元バーコードにて

電話：03-6261-7534

【別紙1】

令和8年6月18日

介護保険関係事業所 御中

飯田市長寿支援課

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて

令和8年度介護報酬改定による介護職員等処遇改善加算の創設及び対象事業者拡大に伴い、令和8年6月サービス分からサービスコードマスタが変更となりますので、お知らせします。

5月事業者連絡会以降、マスタの取込期間の変更及び介護予防ケアマネジメントについてサービスコードが一部変更となっておりますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

記

1 マスタ取込スケジュール

5月事業者連絡会での日程から変更となっております。

6月26日(金)～30日(火) 市 長野県国保連合会への登録(※国保連合会からの指示)

7月1日(水)～9日(木) 市 長野県国保連での登録完了報告を受け次第、
飯田市ウェブサイトへサービスコードマスタを掲載
メールにて登録完了通知を送付

事業所の皆様 7月1日以降、掲載されたサービスコードマスタの取り込みをお願いします。

飯田市ホームページID: 0100275

2 内容

(1) A2: 訪問型サービス費(独自)及びA6: 通所型サービス費(独自)

5月事業者連絡会の内容から変更なし

(2) AF: 介護予防ケアマネジメント

基本報酬の単位数と介護職員等処遇改善加算に相当する単位数を単一サービスコードにより設定する。

ア 介護職員等処遇改善加算届出あり ※5月事業者連絡会から変更なし

費用コードの名称	算定項目 単位数		算定 単位	サービス コード
介護予防ケアマネジメントA 処遇改善加算	介護予防ケアマネジメント費		451	2111
		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	447	2121
介護予防ケアマネジメントB 処遇改善加算	事業対象者 要支援1・2		150	2113
		高齢者虐待防止措置未実施減算 1単位減算	149	2123
介護予防ケアマネジメントC 処遇改善加算			102	2115
		高齢者虐待防止措置未実施減算 1単位減算	101	2125
介護予防ケアマネジメント 初回加算・処遇改善加算	ロ	初回加算 300単位加算 介護職員等処遇改善加算 6単位加算	306	4001
介護予防ケアマネジメント 委託連携加算・処遇改善加算	ハ	委託連携加算 300単位加算 介護職員等処遇改善加算 6単位加算	306	5001

裏面あり

イ 介護職員等処遇改善加算届出なし ※追加変更部分

費用コードの名称	算定項目 単位数		算定 単位	サービ ス コード
介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケア マネジメント 費		442	2112
		高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	438	2122
介護予防ケアマネジメントB	事業対象者 要支援 1・2		147	2117
		高齢者虐待防止措置未実施減算 1 単位減算	146	2127
介護予防ケアマネジメントC			100	2116
		高齢者虐待防止措置未実施減算 1 単位減算	99	2126
介護予防ケアマネジメント初回加算		ロ 初回加算 300 単位加算	300	4002
介護予防ケアマネジメント委託連携加算		ハ 委託連携加算 300 単位加算	300	5002

- 3 その他
ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。

(お問い合わせ)
飯田市長寿支援課 基幹包括支援センター係 (A11 窓口) 担当 熊谷
〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
TEL : 0265-22-4511 (内線 5758)

各都道府県介護保険担当課（室）

各指定都市介護保険担当課（室）

御 中

← 厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ&Aの発出について
計28枚（本紙を除く）

地域密着型サービスに係る改正部分及び、Q&A部分のみ抜粋

Vol.1502

令和8年5月8日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先

T E L : 03-5253-1111(内線 3949、3989)

F A X : 03-3595-4010

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

新	旧
<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。小規模多機能型居宅介護事業所並びに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所並びにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第 63 条第 12 項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事業所（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。）における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等に</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。小規模多機能型居宅介護事業所並びに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所並びにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第 63 条第 12 項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事業所（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。）における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等に</p>

より人員基準欠如となった場合に、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員（以下この④において「研修未修了職員」という。小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所において計画作成担当者指す。）を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月（⑤が適用されている場合は人員欠如が発生した月から起算して第四月目に当たる月）に遡って減算を行うこととする。ただし、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった理由が、当該研修未修了職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合、当該離職等の翌々月までに、研修未修了職員を新たに配置したときは、当該配置を行った月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は、引き続き減算対象としない取扱いとすることと差し支えない。

⑤ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数を下回った場合（③ロ及び④の場合に限る。）であって、次のイからニまでの全てに該当するときは、③及び④前段の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。

この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式 11 に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月まで

より人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所において計画作成担当者新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が研修を修了することと確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることと差し支えない。

(新設)

に速やかに市町村長に報告すること。なお、別紙様式 11 に
は、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

イ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 8 条に定める
公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）
又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同
法第 33 条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料
職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取
組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じて
いない場合においても、職員の求人を行う場合には、公
共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確
保に係る取組を行っていることが望ましい。

ロ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者
を利用する場合においては、医療・介護・保育分野におけ
る適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事
業者を含むこと。

ハ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員
の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事
業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する
等、職員の確保に係る取組を積極的にに行っていることが
望ましい。

ニ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職
員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業
務負担とならないよう、当該事業所又は施設は職員の適
正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努める
こと。

⑥・⑦ (略)

(9)～(14) (略)

2・3 (略)

3 の 2 地域密着型通所介護費

(1)～(24) (略)

⑤・⑥ (略)

(9)～(14) (略)

2・3 (略)

3 の 2 地域密着型通所介護費

(1)～(24) (略)

<p>(25) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 人員基準欠如についての具体的取扱いはおおりとす る。</p> <p>イ～ニ (略)</p>	<p>(25) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① (略)</p> <p>② 人員基準欠如についての具体的取扱いはおおりとす る。</p>
<p>ホ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であつて、次のaからdまでの全てに該当するときは、ニの規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。</p> <p>この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式11に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。なお、別紙様式11には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。</p> <p>a 公共職業安定所又は無料職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。</p> <p>b 職員の確保に係る取組に当たつて民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。</p> <p>c 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当</p>	<p>(新設)</p>

該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表すること等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

d. やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

③ (略)

(26) 療養通所介護費について

①～④ (略)

⑤ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

て

イ (略)

ロ 看護職員及び介護職員の配置数については、

i) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者^の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に従って減算する。

ii) 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

iii) 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であつて、次のaからdまでの全てに該当するときは、iiの規定にかかわらず、1

③ (略)

(26) 療養通所介護費について

①～④ (略)

⑤ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

て

イ (略)

ロ 看護職員及び介護職員の配置数については、

i) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者^の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に従って減算する。

ii) 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

事務連絡
令和8年5月8日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴う Q & A（令和8年5月8日）

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第 255 回社会保障審議会介護給付費分科会（令和8年3月30日）において、令和8年度診療報酬改定を踏まえた、「協力医療機関連携加算に係る要件変更」及び「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」について報告し、本日「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和8年5月8日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）が発出されたところです。

つきましては、別添のとおり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴う Q & A（令和8年5月8日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【居住系サービス・施設系サービス】

○ 協力医療機関連携加算について

問1 協力医療機関連携加算について、「電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること」とあるが、随時確認できる体制とは具体的にどのような場合が該当するか。

(答)

例えば、都道府県が構築する地域医療介護総合確保基金の「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連NW」という。）に参加し、当該介護保険施設等の医師等が記録した当該介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の情報について当該地連NWにアクセスして確認可能な場合が該当する。

この場合、当該介護保険施設等の医師等が、介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等についてそれぞれの患者について1ヶ月に1回以上記録すること。なお、入所者の状況等に変化がない場合は記録を省略しても差し支えないが、その旨を文書等により介護保険施設等から協力医療機関に、少なくとも月1回の頻度で提供すること。

※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和6年3月29日) 問3は一部修正する。

【通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護】

○ やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

問2 「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

(答)

- ・ 例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。
 - ・ 職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合
 - ・ 職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合
- なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

問3 「1年に1回に限り、」とあるが、1年はいつから起算するのか。

(答)

- ・ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。

問4 「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。

(答)

- ・ 自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

人員基準欠如減算

○通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、介護職員・看護職員、ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減額（原則3割減算）を行う。

○ただし、診療報酬での見直しと足並みを揃え、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合（※）は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予する。 ※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。

【介護老人福祉施設における適用の例】

（規定イメージ） ※実際の規定は診療報酬と同様の規定にすることを想定。

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）の規定に基づき、以下に該当する場合に3割の減算となる。

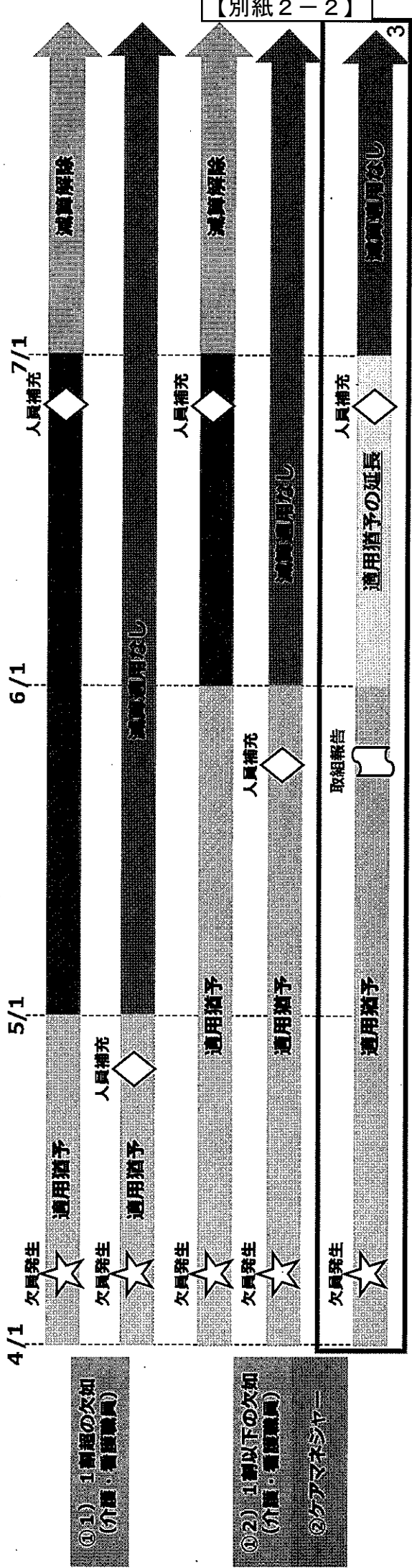
①介護職員、看護職員について、人員基準上必要とされる員数から、

1) 1割を超えて減少した場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算され、

2) 1割の範囲内で減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。

②ケアマネジャーについて、人員欠如した月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。 } ※翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。

○ただし、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情による人員欠如が生じた場合、公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあっては、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図ることを前提とした上で、1年に1回に限り、3か月を超えない期間（人員欠如発生の属する月の翌々月まで）は、介護給付費の減額を猶予する。（介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。）



別紙様式11(地域密着型サービス用)

やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書添付書類

1. 基本情報

事業所名			
事業所住所	〒		
介護保険事業所番号			
連絡先	電話番号		
	E-mail		
記載者名			

2. 人員基準欠如の状況

欠員となった職員 (該当するすべての職種に「✓」を選択すること。)	<input type="checkbox"/>	介護職員	<input type="checkbox"/>	看護職員	<input type="checkbox"/>	医師
	<input type="checkbox"/>	理学療法士	<input type="checkbox"/>	作業療法士	<input type="checkbox"/>	言語聴覚士
	<input type="checkbox"/>	介護支援専門員	<input type="checkbox"/>	薬剤師		
人員欠如の発生日	<input type="checkbox"/>	年	<input type="checkbox"/>	月		
上記を満たさなくなったやむを得ない事情の概要						
これまでのやむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出状況						
今回の届出より以前に届出を行ったことがある		<input type="checkbox"/>				
該当する場合、人員欠如が発生した最初の月 (複数回該当する場合は直近の届出について記載)		<input type="checkbox"/>	年	<input type="checkbox"/>	月	

3. 職員確保の取組

職員の確保に係る取組の状況 (該当するすべてに「✓」を選択すること。)	<input type="checkbox"/>	職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に定める公共職業安定所の活用
	<input type="checkbox"/>	職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条に定める都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の無料職業紹介事業の活用
民間職業紹介事業者の利用状況		
民間職業紹介事業者の利用		<input type="checkbox"/>
医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者の利用		<input type="checkbox"/>
一部の職員の過度な業務負担とならないよう、職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図っている。		

(注) 指定等権者への報告の際は、本様式に加え、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和8年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等
調査）へのご協力依頼について
計5枚（本紙を除く）

Vol.1507

令和8年6月1日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3960)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和8年6月1日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 老人保健課

令和8年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和8年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を本年7月に実施する予定です。

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、令和9年度介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様の御協力が必要です。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。（別紙1）

なお、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答が可能となることをご要望があったことを踏まえ、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」の仕組みを導入していますので、併せてご周知をお願いいたします。（別紙2）

※令和8年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）（令和8年3月17日発出・介護保険最新情報 Vol.1482 参照）で一括送付届出書をご提出いただいた法人本部におかれましては、本調査においても当該届出書をそのままご提出いただけます。なお、記入内容をご確認いただき変更がない場合も、改めてご提出いただきますようお願いいたします。

令和8年度 介護従事者処遇状況等調査 についてのお知らせ

厚生労働省では本年7月に「令和8年度 介護従事者処遇状況等調査」を実施します。

➤ 本調査は、**令和9年度介護報酬改定のための基礎資料等として活用される
大変重要な統計調査**です。

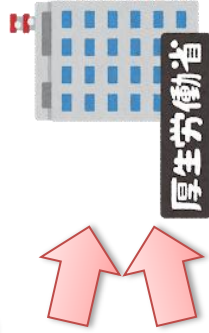
7月下旬
調査票の送付



～8月末まで
調査票回答・提出



集計・分析



報酬改定の検討



介護報酬へ反映



➤ 調査対象となった介護サービス施設・事業所には、**7月下旬頃から**調査票をお届けします。

※本調査は無作為抽出調査のため、8月上旬までに調査票が届かない事業所は今回の調査対象ではございません。
※法人本部（本社等）宛への一括送付の届出については、別紙2をご覧ください。

調査票が届いた介護サービス施設・事業所の皆さまにおかれましては、
本調査へのご理解とご協力のもと、よろしくお願いいたします。

介護従事者処遇状況等調査とは

一 調査の内容一

- ・ 介護従事者等の給与等の状況
- ・ 介護職員等処遇改善加算の届出の状況
- ・ 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況
- ・ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況
- ・ 介護従事者等の給与等の状況（基本給の額、手当の額、一時金の額等）



調査票のサンプルはこちら



【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001695736.pdf>

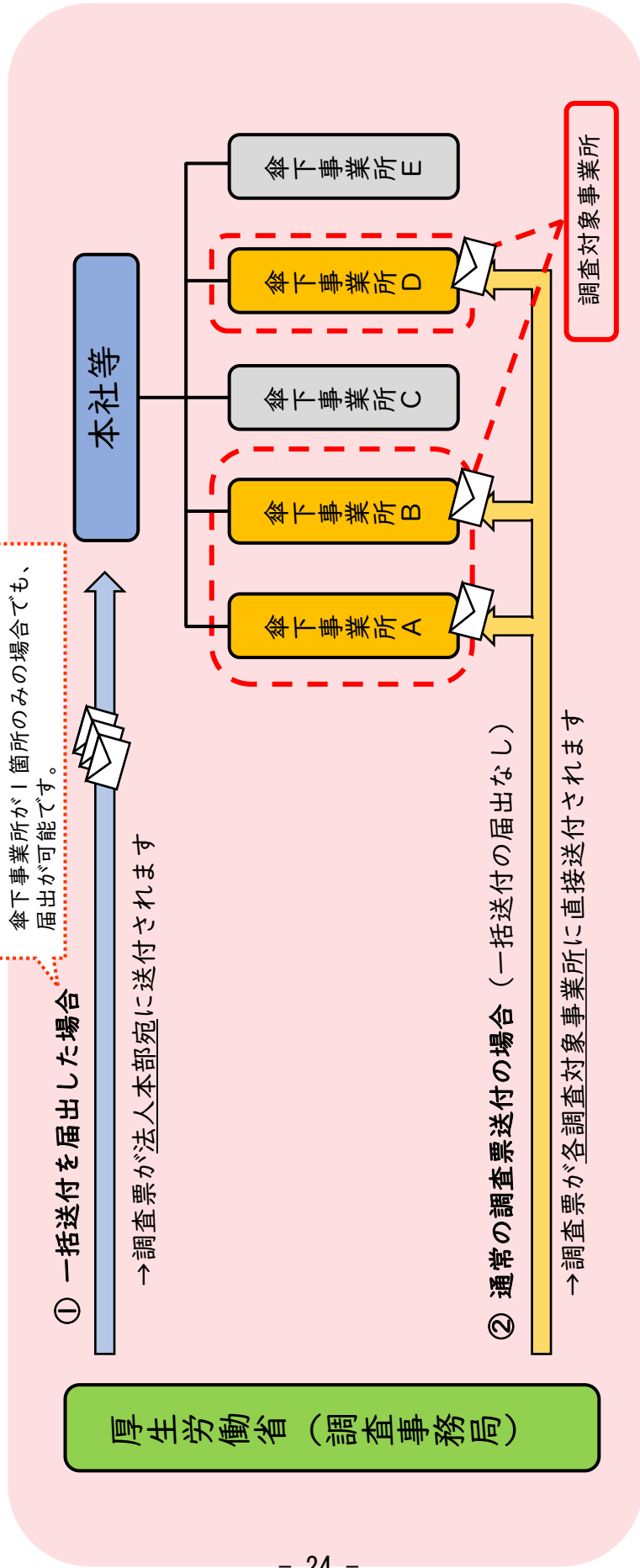
※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といたった、統計の作成以外の目的に使用することはありません。

一 回答に必要な資料一

- 調査にご回答いただくにあたり、
右記の資料を事前にご用意いただくこと
スムーズに回答いただけます。
- ✓ 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度及び令和8年度）
 - ✓ （処遇改善計画書の内容に変更があった場合のみ）変更に係る届出書
 - ✓ 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 計画書・実績報告書
 - ✓ 令和7年7月及び令和8年7月の利用者数等が分かる資料
 - ✓ 令和7年7月及び令和8年7月の職員への給与支給を管理している資料
（賃金台帳など）
 - ✓ 令和8年7月の職員の勤務状況が分かる資料（職員名簿、ソフト表など）

調査開始前に「一括送付」の届出を受付します

「一括送付」とは、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）



一ご留意事項一

- ※ 「一括送付」の届出は必須ではなく、任意です。
 「一括送付」が不要の場合は、通常の送付方法（上図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、届出の必要はありません。
- ※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが可能です。
 傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご留意ください。

【一括送付の届出方法】

- ① 下記のQRコードまたはURLを入力し、届出書をダウンロードしてください。
- ② 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレス宛までお送りください。

届出書のダウンロードはこちらから



【厚生労働省HP 一括送付の仕組みの創設について】
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html

【提出期限】 **6月19日（金）まで**
【提出先】 kaigo-survey@mhlw.go.jp

「一括送付」手続き以降の流れ

Step 1 届出書のダウンロード

6月19日まで

Step 2 届出書の記入・提出

7月下旬頃～

Step 3 調査対象事業所のお知らせ

Step 4 調査票の受取

※Step3と4は前後する場合があります。

8月28日まで

Step 5 調査票の提出

- ・ 調査事務局より、法人本部ご担当者様へ、調査対象となった事業所をお知らせいたします。
- ・ 法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所の調査票がまとめて送付されます。

- ・ 調査票を記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。

法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答がいただけるようになりますので、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和8年度 介護現場の生産性向上に関する
普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー・
フォローアップセミナー（講義形式・ワーク形式）

参加案内・周知のお願い

計24枚（本紙を除く）

抜粋

Vol.1510

令和8年6月5日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3876）
FAX：03-3595-3670

事務連絡

令和8年6月5日

都道府県介護保険担当課（室）

市町村介護保険担当課（室） 御中

介護保険関係団体

厚生労働省 老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室

**厚生労働省 令和8年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式
生産性向上ビギナーセミナー・フォローアップセミナー（講義形式・ワーク形式）
参加案内・周知のお願い**

厚生労働行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご承知のとおり、我が国では現役世代の人口が減少し、介護人材の確保が困難になる状況下において、介護分野の生産性の向上を図ることが喫緊の課題となっております。

このため、厚生労働省では、これまで介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインをはじめとし、関連ツールの策定、自治体を単位とする介護現場革新会議ならびに介護生産性向上総合相談センター（ワンストップ窓口）の設置の推進、また介護テクノロジーの普及に向けた支援等を行って参りました。

こうした取組を継続し介護分野における更なる生産性の向上を図ることを目的に、令和8年度「介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式」を株式会社N T Tデータ経営研究所に委託して実施しています。

今般、本委託事業の一環として、介護分野における生産性向上の取組の普及啓発を目的として「生産性向上ビギナーセミナー」「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式）」「生産性向上フォローアップセミナー（ワーク形式）」を下記のとおり開催することといたしました。

都道府県・市区町村におかれましては、本事業の趣旨についてご理解の上、管内の介護事業所への周知及び受講勧奨をお願いいたします。介護保険関係団体におかれましては、各地方支部や会員事業所への周知及び受講勧奨についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

【各セミナーの位置づけ】

	セミナーの種類	申込要件等	こんな方におすすめ！
R8年度 セミナー	ビギナーセミナー 定員：上限なし 全6回	<ul style="list-style-type: none"> 対象：どなたでも参加可能 ※ ビギナーセミナーおよびフォローアップセミナー（講義形式）は同時申込可 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の意義や手順を学びたい 実践事例を知りたい
	フォローアップセミナー（講義形式） 定員：上限なし 全4回	<ul style="list-style-type: none"> 対象：どなたでも参加可能 ※ ビギナーセミナーおよびフォローアップセミナー（講義形式）は同時申込可 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の見える化、計画作成の実践的な手法を講義で学びたい フォローアップセミナーを傍聴したい
	フォローアップセミナー（ワーク形式） ※定員：各回50事業所（全2回）4セット	<ul style="list-style-type: none"> 対象：介護事業所・施設に限る ※ 別途お申込が必要です ※ キャンセルおよび傍聴参加不可 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の見える化、計画作成の実践的な手法をワークで学びたい 課題の共有や講師に相談をしながら取組を進めたい

※ 「生産性向上ビギナーセミナー」と「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式）」は、同時にお申込みいただけます。

【ビギナーセミナー・フォローアップセミナー（講義形式）概要】

1. 日程	※ いずれも 13:30～15:30（開場：13:00） ◆ビギナーセミナー（全6回） 第1回：令和8年7月1日（水） 第2回：令和8年7月7日（火） 第3回：令和8年7月15日（水） 第4回：令和8年7月17日（金） 第5回：令和8年7月27日（月） 第6回：令和8年7月30日（木） ◆フォローアップセミナー（講義形式）（全4回） 第1回：令和8年8月21日（金） 第2回：令和8年8月24日（月） 第3回：令和8年9月2日（水） 第4回：令和8年9月4日（金）
2. 実施方法	オンライン開催（Zoom）
3. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所等（介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括支援センター）の「経営層」及び「従業者」 自治体（生産性向上に係る関係部署の方） 介護生産性向上総合相談センター、介護テクノロジー相談窓口・関係団体 生産性向上に係る伴走支援者、デジタル中核人材養成研修のサブ講師 等
4. 定員	各回上限なし（申込期限がございます。ご注意ください）
5. 費用	無料

【フォローアップセミナー（ワーク形式）概要】

1. 日程	<p>※ いずれも 13:30～15:30（開場：13:00）</p> <p>※ 全2回のプログラムを4グループ（A～D）開催いたします。</p> <p>グループA：第1回 令和8年8月18日（火）／第2回 10月20日（火）</p> <p>グループB：第1回 令和8年8月20日（木）／第2回 10月22日（木）</p> <p>グループC：第1回 令和8年8月27日（木）／第2回 10月26日（月）</p> <p>グループD：第1回 令和8年9月1日（火）／第2回 11月9日（月）</p>
2. 実施方法	<p>オンライン開催（Zoom）</p>
3. 対象者	<p>介護事業所等（介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括支援センター）の「経営層」及び「従業者」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営層 1名 ・介護従業者 1名以上 <p>※ 「経営層」と「従業者」両者の合同参加を必須としております。</p> <p>※ 全2回のプログラムを通じて取組を実施いただくことが必須となります。また、申込後のキャンセルは不可となります。</p> <p>※ ビギナーセミナーの動画受講をしていること、または過去（令和2年度から令和8年度）のビギナーセミナーへ参加していることを必須条件といたします。</p> <p>※ 本セミナーは双方向のワーク形式のため、傍聴参加は受け付けておりません。傍聴参加を希望される方は「フォローアップセミナー（講義形式）」へお申込みください。</p>
4. 定員	<p>各回 50 事業所（先着順）（申込期限がございます。ご注意ください）</p>
5. 費用	<p>無料</p>

- 申込方法や申込期限、プログラム等の詳細は「開催要綱」またはHPをご参照ください。（HPへのアクセスは、下記の二次元コードを読み取りまたはクリックしてください）



以上

はじめの一歩を踏み出そう！

参加無料・Web開催

生産性向上 ビギナーセミナー

生産性向上 フォローアップセミナー (講義形式)

2026

目指すのはご利用者様と職員の笑顔。
人材不足時代に選ばれる職場づくり

本セミナーについて

セミナーの種類	申込要件等	こんな方におすすめ！
ビギナーセミナー 定員：上限なし 全6回	・対象：どなたでも参加可能 ※ ビギナーセミナーおよびフォローアップセミナー（講義形式）は同時申込可	・取組の意義や手順を学びたい ・実践事例を知りたい
フォローアップセミナー（講義形式） 定員：上限なし 全4回	・対象：どなたでも参加可能 ※ ビギナーセミナーおよびフォローアップセミナー（講義形式）は同時申込可	・課題の見える化、計画作成の実践的な手法を講義で学びたい ・フォローアップセミナーを傍聴したい
フォローアップセミナー（ワーク形式） ※定員：各回50事業所（全2回）4セット	・対象：介護事業所・施設に限る ※ 別途お申込が必要です ※ キャンセルおよび傍聴参加不可	・課題の見える化、計画作成の実践的な手法をワークで学びたい ・課題の共有や講師に相談をしながら取組を進めたい

R8年度
セミナー

<メイン講師>
株式会社TRAPE
代表取締役/CEO/CWD
鎌田大啓 氏

大阪大学 医学部保健学科 医学系研究科
招聘教員（現任）

介護現場の生産性向上、働き方改革、
専門人材育成、Well-Being教育など
を通じて各方面で介護の業界をリード
している。



▶▶ 詳細・申込・問い合わせは公式HPへ

CLICK HERE



ビギナーセミナー

対象 どなたでもご参加いただけます

- 介護事業所等*の「経営層」及び「従業者」(*介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)
- 自治体、介護生産性向上総合相談センター
- 関係団体等

※ 申込者には後日動画をご案内いたします

開催日程 (全日13:30~15:30、Zoom開催)

※ 下記のうち、いずれかの開催回にお申し込みください

回	開催日	申込締切
第1回	7月1日(水)	6月24日(水) 17:00
第2回	7月7日(火)	6月30日(火) 17:00
第3回	7月15日(水)	7月8日(水) 17:00
第4回	7月17日(金)	7月10日(金) 17:00
第5回	7月27日(月)	7月21日(火) 17:00
第6回	7月30日(木)	7月23日(木) 17:00

プログラム

第一部

- 介護現場の生産性向上における厚生労働省の取組等について(厚生労働省)
- 介護サービスの生産性向上の基本と取組のポイント～選ばれる職場づくりと持続可能な介護経営につなげる業務改善の考え方と実践～(株式会社TRAPE)

第二部

- 介護現場の生産性向上の取組事業所による発表

ビギナーセミナー 登壇事業所一覧

開催日	種別	事業所名
7/1 (水)	介護老人保健施設	みのりの里 介護老人保健施設旭ヶ丘
	居宅介護支援	トライドケアマネジメント
7/7 (火)	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームそらだの森・天領ガーデン
	居宅介護支援	ケアプランハウスクッキー
7/15 (水)	介護老人保健施設	介護老人保健施設しあわせの里
	居宅介護支援	稲垣薬局
7/17 (金)	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム玉寿荘
	訪問介護	福祉の里 尾張営業所
7/27 (月)	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームもくせい
	地域密着型通所介護	デイサービスセンター緑
7/30 (木)	介護老人保健施設	みのりの里 介護老人保健施設旭ヶ丘
	通所介護	デイサービスセンターみどりの樹

※登壇者及び取組内容は一部変更する場合がございます。ご了承ください。

第三部

- 課題の見える化、実行計画の作成方法の概要(株式会社NTTデータ経営研究所)

フォローアップセミナー(講義形式)

対象 どなたでもご参加いただけます

- 介護事業所等*の「経営層」及び「従業者」(*介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)
- 自治体、介護生産性向上総合相談センター
- 関係団体等

※ 申込者には後日動画をご案内いたします

開催日程 (全日13:30~15:30、Web開催)

※ 下記のうち、いずれかの開催回にお申し込みください

回	開催日	申込締切
第1回	8月21日(金)	8月14日(金) 17:00
第2回	8月24日(月)	8月17日(月) 17:00
第3回	9月2日(水)	8月25日(火) 17:00
第4回	9月4日(金)	8月31日(月) 17:00

プログラム

第一部

- 生産性向上ガイドラインを活用した業務改善の考え方と取組手順の再確認(株式会社TRAPE)

第二部

- 現場の課題を見える化する、ゆるやかな因果関係図づくりワークショップ(株式会社NextCareConsulting、株式会社NTTデータ経営研究所)

第三部

- 実行計画の作成をはじめよう(株式会社NextCare Consulting、株式会社NTTデータ経営研究所)

第四部

- 全体のまとめ(株式会社TRAPE)

▶▶ よくある質問(FAQ)はこちら



- 申込について
- 資料・開催案内・アーカイブ動画について
- 開催当日の入室について
- キャンセル・振替について
- 参加者変更・メールアドレス変更について
- 参加証明について
- その他

仲間と一緒に、実践しよう！

参加無料・Web開催

生産性向上 フォローアップセミナー (ワーク形式)

2026

目指すのはご利用者様と職員の笑顔。
人材不足時代に選ばれる職場づくり

本セミナーについて

セミナーの種類	申込要件等	こんな方におすすめ！
ビギナーセミナー 定員：上限なし 全6回	<ul style="list-style-type: none"> 対象：どなたでも参加可能 ※ ビギナーセミナーおよびフォローアップセミナー（講義形式）は同時申込可 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の意義や手順を学びたい 実践事例を知りたい
フォローアップセミナー（講義形式） 定員：上限なし 全4回	<ul style="list-style-type: none"> 対象：どなたでも参加可能 ※ ビギナーセミナーおよびフォローアップセミナー（講義形式）は同時申込可 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の見える化、計画作成の実践的な手法を講義で学びたい フォローアップセミナーを傍聴したい
フォローアップセミナー（ワーク形式） ※定員：各回50事業所（全2回）4セット	<ul style="list-style-type: none"> 対象：介護事業所・施設に限る ※ 別途お申込が必要です ※ キャンセルおよび傍聴参加不可 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の見える化、計画作成の実践的な手法をワークで学びたい 課題の共有や講師に相談をしながら取組を進めたい

※ 本フォローアップセミナー（ワーク形式）は、講師や参加者と双方向にやり取りを行うワーク形式のため、傍聴参加を受け付けておりません。傍聴参加希望の方は、別途募集を行っている「フォローアップセミナー（講義形式）」へお申込ください。

<メイン講師>
株式会社TRAPE
代表取締役/CEO/CWD
鎌田大啓 氏



<ワーク講師>
株式会社NextCareConsulting
代表取締役社長
柳沼亮一 氏



株式会社NTTデータ経営研究所

▶▶ 詳細・申込・問い合わせは公式HPへ

CLICK HERE



対象

- 介護事業所等
(介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)
「経営層」1名、「従業者」1名以上

※「経営層」と「従業者」両者の合同参加必須

定員

各回50事業所(先着順)

開催日程(全日13:30~15:30、WEB開催)

- ※ 下記のうち、いずれかの開催グループにお申し込みください。
- ※ 第1回と第2回の両日の参加が必須。キャンセル不可

	第1回	第2回	申込期限
グループA	8月18日(火)	10月20日(火)	8月7日(金) 17:00
グループB	8月20日(木)	10月22日(木)	8月10日(月) 17:00
グループC	8月27日(木)	10月26日(月)	8月17日(月) 17:00
グループD	9月1日(火)	11月9日(月)	8月24日(月) 17:00

プログラム概要

これから生産性向上の取組を進めていこうとされている介護事業所等の方を対象に、全2回の実践的なプログラムを通じて、生産性向上の継続的な取組を実施するために必要な推進スキルの習得、課題の特定・解決策の抽出方法、取組の実施計画作成等を支援するとともに、地域におけるモデル事業所への育成を図ります。

- 参加者には、生産性向上の取組を進めるための事後課題を実施いただきます。また、セミナー期間中、事務局による無料の個別相談を受けることが可能です。
- 全2回の参加及び課題提出(成果報告書)を完了した受講事業所には、事務局より修了証を発行する予定です。

第1回

第一部

生産性向上ガイドラインを活用した業務改善の考え方と取組手順の再確認(株式会社TRAPE)

第二部

現場の課題を見える化する、ゆるやかな因果関係図づくりワークショップ(株式会社NextCareConsulting、株式会社NTTデータ経営研究所)

第三部

実行計画の作成をはじめよう(株式会社NextCareConsulting、株式会社NTTデータ経営研究所)

第四部

全体のまとめ(株式会社TRAPE)

第2回

第一部

これまでの取組の振り返り(株式会社NextCareConsulting、株式会社NTTデータ経営研究所)

第二部

業務改善の「壁」の乗り越え方(株式会社TRAPE)

第三部

実行計画の見直しと成果の取りまとめ方(株式会社NextCareConsulting、株式会社NTTデータ経営研究所)

第四部

全体のまとめ(株式会社TRAPE)

お申込の注意事項

フォローアップセミナー(ワーク形式)のお申込にあたっては以下の同意が必要になります。

- 事後課題の提出・全2回の参加が必須
- 参加キャンセルは不可(参加メンバーの一部の欠席・代理参加は可能です)
- 傍聴参加の申込は不可

▶▶ よくある質問(FAQ)はこちら



- 申込について
- 資料・開催案内・アーカイブ動画について
- 開催当日の入室について
- キャンセル・振替について
- 参加者変更・メールアドレス変更について
- 参加証明について
- その他